

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発
業務一式

評価基準書（加算方式）

令和5年5月

こども家庭庁

支援局虐待防止対策課

本書は、こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式の調達に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

1. 落札方式及び得点配分

(1) 落札者決定方法

次の要件をともに満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点数の最も高い者が二者以上となった場合には、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ウ 別添「評価基準票」に記載される評価のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 (200 点) + 価格点 (100 点)

技術点 = 基礎点 (50 点) + 加点 (150 点)

価格点 = 価格点の配分 (100 点) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

(3) 得点配分

技術点に関し、新規性、固有性、独創性等を評価する項目の配分を 100 点、価格と同等に評価できる項目の配分を 100 点とする。

2. 評価の手続き

(1) 評価

提出された提案書について、「3. 評価項目の加点方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果 (点数) を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、別添「評価基準票」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、基礎点を 0 点とする評価者がおり、技術評価委員会においても 0 点とすることが妥当であると判断された場合は、その応札者を不合格とする。

(2) 総合評価点の算出

以下 (小数点以下第 2 位を四捨五入) を合計し、総合評価点を算出する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 上記「(1) 評価」により与えられた技術点

ウ 入札価格から、「1. (2) 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

3. 評価項目の加点方法

(1) 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決定される (評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は「評価基準票」の「得

点配分」欄を参照)。

(2) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

(3) 加点評価

加点は、提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

ただし、「5. 賃上げ表明による加点」、「6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、別添「評価基準票」の「評価基準」欄に基づき評価を行う。

[基準]

- A：非常に有用な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・10(5)点
(豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等)
- B：有用な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・7(4)点
(ある、貢献する、備わっている等)
- C：提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・5(3)点
(標準、普通)
- D：劣る提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・3(1)点
(足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等)
- E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない・・・・・・・・・・0(0)点
(ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等)

「賃上げを表明した企業等」の項目に係る留意点等について

【賃上げ表明による加点について】

「賃上げを表明した企業等」の項目についての加点を希望する場合は、「従業員への賃上げ計画の表明書」(入札説明書 別紙7-1、7-2)を契約担当官等に提出すること。

なお、表明書については、「従業員への賃上げ計画の表明書」(入札説明書 別紙7-1、7-2)の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。

【賃上げの実施の確認について】

落札者が表明した賃上げを実施したかどうかを確認するため、事業年度(もしくは暦年)終了後、以下の1もしくは2の方法により確認を行う。

1 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度における「法人事業概況説明書」を作成し、速やかに契約担当官等に提出すること。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。

2 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を作成し、速やかに契約担当官等に提出すること。

【減点措置について】

賃上げの実施の確認により、表明した賃上げを実行していないと判断される場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点の減点措置を行うものとする。

なお、減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。減点措置開始時期については、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式に係る評価基準票

評価基準票

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点

価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄 A(10(5)点)・B(7(4)点)・C(5(3)点)・D(3(1)点)・E(0点)	提案書 項番号
			基礎点	加点	合計		
1. 事業の目的、内容及び実施方法							
1-1 事業目的	○	・事業内容が目的及び方針、訴求ポイントと整合しているか。	10	－	10	A · E	
1-2 事業内容	○	・事業内容について、それぞれの事項が具体的かつ詳細であり、根拠が明確に示されているか。(具体的なイメージ、構成、媒体、方法、期間等)	5	－	40	A · E	
	○	・仕様書に示された内容の全てについて、有効な提案が十分されているか。	5	－		A · E	
		・こどもの虐待防止の推進に関して、事業目的に沿った効果的な提案がなされているか。	－	10		A・B・C・D・E	
		・ヤングケアラーの社会的認知度向上に関して、事業目的に沿った効果的な提案がなされているか。	－	10		A・B・C・D・E	
	・仕様書に示された内容・実施例に限らず、本事業の目的に対して有効な提案がなされているか。	－	10	A・B・C・D・E			
1-3 実施方法	○	・事業目的、内容及び整合し、効果的かつ無理のない実施方法が提案されているか。また、事業成果を高めるための創意工夫が見られるか。	5	－	30	A · E	
		・クリエイティブの制作について、最も効果的な方法(著名人等の起用、アニメーションの活用等)が具体的な根拠や明確な狙いとともに提案されているか。	－	5		A・B・C・D・E	
		・イベントやキャンペーン等について、最も効果的な方法(著名人等の起用、メディア活用等)が具体的な根拠や明確な狙いとともに提案されているか。	－	5		A・B・C・D・E	
		・メディア等への発信・展開等は、訴求対象に向けて、最も効果的な方法が提案され、その根拠について明示されているか。	－	5		A・B・C・D・E	
		・特設ホームページの制作等について、利便性などの向上に資するため、ユーザビリティ及びアクセシビリティを意識したものとなっているか。	－	5		A・B・C・D・E	
	・イベントやキャンペーン等の構成や進行管理等がスムーズな運営が見込まれるものとなっており、その効果を高めるための適切な案が提案されているか。	－	5	A・B・C・D・E			
1-4 事業計画	○	・事業目的、内容、実施方法に対し、事業実施計画・進行体制等は妥当かつ現実的であり、根拠(人員、手順、経験等)が明確に示されているか。	10	－	10	A · E	
2. 事業の効果							
2-1 効果分析		・浸透効果の事前分析評価について妥当性があり、本事業のフォローアップの方法について、客観的な指標等が設定された提案となっているか。	－	5	5	A・B・C・D・E	
2-2 波及効果		・浸透効果が十分に見込まれ、その波及が見込まれるか。また、想定される効果を分析し、次年度以降に必要な効果的な広報施策について、示されているか。	－	5	5	A・B・C・D・E	

3. 事業実施主体の適格性							
3-1 実績、専門性	○	・事業内容に関して、最適な実施を行うためのノウハウを有しかつ、国、地方自治体、民間企業等における類似案件の実績を有し、目に見える実績があるか。	5	—	15	A	E
		・子どもの虐待防止推進全国フォーラム等のイベントやキャンペーン実施業務等に関して、最適な実施を行うためのノウハウを有しているか。	—	5		A・B・C・D・E	
		・運営事務局に類似の事業を手がけた者や、事業内容（クリエイティブ制作、イベントやキャンペーン実施等）に関し、秀でた実績を有する者がいるか。	—	5		A・B・C・D・E	
3-2 適格性	○	・事業目的を達成するための十分な体制が整っているほか、個人情報、文書データ等の漏洩防止等の危機管理体制は十分に備わっているか。	5	—	15	A	E
		・型にとられない柔軟な発想・アイデアを提案できる体制が整っており、事業目的を達成するために発揮できる体制が十分整っているか。	—	5		A・B・C・D・E	
		・事業目的を達成するために、事業方針や内容に応じて、適切な外部アドバイザーの配置や、必要に応じて、著名人の起用等を提案しているか。	—	5		A・B・C・D・E	
3-3 経営基盤・組織・人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤が整っており、組織内の情報伝達・共有や進捗管理が適切にされているか。	5	—	15	A	E
		・業務遂行に十分な人員を確保しており、イベントやキャンペーン実施等において、国、自治体や関係機関等との連携が迅速・柔軟にとれる体制となっているか。	—	5		A・B・C・D・E	
		・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の不足の事態に備え、バックアップ体制を含めた、業務遂行のための十分な人員が確保されているか。	—	5		A・B・C・D・E	
4. 従事者における識見・能力							
4-1 児童福祉に関する理解・識見		・子どもの虐待防止（体罰等によらない子育て含む）に関する理解・識見を十分に有しているか。	—	10	35	A・B・C・D・E	
4-2 ヤングケアラーに関する理解・識見		・ヤングケアラーの社会的認知度向上に関する理解・識見を十分に有しているか。	—	10		A・B・C・D・E	
4-3 能力の適格性		・事前事後分析、効果的なメディア広報、イベントやキャンペーン等の実施に関する能力・識見を十分に有しているか。	—	10		A・B・C・D・E	
4-4 客観的指標		・業務歴、資格、その他経験や客観的指標を十分に有しているか。	—	5		A・B・C・D・E	
5. 賃上げ表明による加点について							
当該項目による加点を希望する場合、（別紙）留意点を確認すること。		「賃上げを表明した企業等」については、以下の評価項目により加点を行う。 ○大企業 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3.0%以上増加させる旨、従業員に表明している。……………10点 ○中小企業等 ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。……………10点	—	10	10		
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（※1）							
内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・プラチナえるぼし ※2 ……………10点 ・3段階目 ※3（認定基準5つのすべてが○となっている） ……8点 ・2段階目 ※3（認定基準5つのうち3～4つが○となっている） ……7点 ・1段階目 ※3（認定基準5つのうち1～2つが○となっている） ……4点 ・行動計画 ※4 ……………2点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・プラチナくるみん ※5 ……………10点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※6 ……………7点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※7 ……6点 ・トライくるみん ※8 ……………5点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）※9 ……………4点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（コースエール認定企業）……………8点 ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※2 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※9の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定	—	10	10		
合計					200		